

第163回 役員会（定例）議事要旨

日時 平成27年2月19日（木）18：45 ～18：55
場所 学長室

- 議題1. 学校教育法及び国立大学法人法等の一部改正並びに学術研究院の設置等に伴う学則等の一部改正について（役員会 資料1）
- 議題2. 国立大学法人鹿児島大学における規則等の制定等に関する規則の一部改正等について（第160回教育研究評議会 資料3）
- 議題3. 司法政策教育研究センターの設置について（第161回教育研究評議会 資料3）
- 議題4. 運営組織（室・センター・委員会）の見直しに伴う規則等の改廃について（第161回教育研究評議会 資料5）
- 議題5. 国立大学法人鹿児島大学が保有する個人情報の保護管理に関する規則の一部改正について（第161回教育研究評議会 資料7）
- 議題6. 鹿児島大学共通教育科目等履修規則等の一部改正について（第161回教育研究評議会 資料8）
- 議題7. 鹿児島大学におけるヒトを対象とする生命科学研究の取扱いに関する規則の一部改正について（第161回教育研究評議会 資料10）
- 議題8. 鹿児島大学における研究活動上の不正行為に関する規則の一部改正等について（第161回教育研究評議会 資料11）
- 報告事項1. 寄附講座「システム血栓制御学講座」の設置について（第161回教育研究評議会 資料13）
- その他

[出席委員] 6名

前田学長

(理事) 島、高松、清原、住吉、岩切

[欠席委員] 大野

[オブザーバー]

赤坂監事

(副学長) 野呂、飯干、武隈

[事務局]

(部長) 外間

(課長・室長) 那加野

(その他) 今辻、中間、平野、松木

議題1. 学校教育法及び国立大学法人法等の一部改正並びに学術研究院の設置等に伴う学則等の一部改正について (役員会 資料1)

学長から、学校教育法及び国立大学法人法等の一部改正並びに学術研究院の設置等に伴う学則等の一部改正について、学校教育法及び国立大学法人法等の一部改正並びに学術研究院設置等に伴い、学則等について所要の改正を行うものであり、12月及び1月開催の教育研究評議会並びに1月開催の経営協議会でそれぞれ了承されたことの説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

議題2. 国立大学法人鹿児島大学における規則等の制定等に関する規則の一部改正等について

(第160回教育研究評議会 資料3)

学長から、国立大学法人鹿児島大学における規則等の制定等に関する規則の一部改正等について、学内規則の体系化に向けて、国立大学法人鹿児島大学における規則等の制定等に関する規則を整備するとともに、具体的な事項について規定するために細則を制定するものであり、1月15日開催の第160回教育研究評議会で了承されたことの説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

議題3. 司法政策教育研究センターの設置について (第161回教育研究評議会 資料3)

学長から、司法政策教育研究センターの設置について、本学における法学分野の教育研究の振興を図り、司法政策に関する調査研究及び社会貢献活動を実施するため、全学組織として司法政策研究センターを設置するものであり、本日開催の第161回教育研究評議会で了承されたことの説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

議題4. 運営組織(室・センター・委員会)の見直しに伴う規則等の改廃について

(第161回教育研究評議会 資料5)

学長から、運営組織(室・センター・委員会)の見直しに伴う規則等の改廃について、ガバナンス改革の一環として、運営組織(室・センター・委員会)の見直しを行ったことに伴い、関係規則について所要の改廃を行うものであり、本日開催の第161回教育研究評議会で了承されたことの説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

議題5. 国立大学法人鹿児島大学が保有する個人情報の保護管理に関する規則の一部改正について

(第161回教育研究評議会 資料7)

学長から、国立大学法人鹿児島大学が保有する個人情報の保護管理に関する規則の一部改正について、「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について」の一部改正について(平成26年12月26日総管第101号総務省行政管理局長通知)の発出に伴い本学規則の一部改正を行うものであり、本日開催の第161回教育研究評議会で了承されたことの説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

議題6. 鹿児島大学共通教育科目等履修規則等の一部改正について（第161回教育研究評議会 資料8）

学長から、鹿児島大学共通教育科目等履修規則等の一部改正について、平成27年度よりスタートする「国際食料資源学特別コース」設置に伴い、「鹿児島大学共通教育科目等履修規則」及び「鹿児島大学共通教育科目等既修得単位認定規則」の一部改正を行うものであり、本日開催の第161回教育研究評議会です承されたことの説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

議題7. 鹿児島大学におけるヒトを対象とする生命科学研究の取扱いに関する規則の一部改正について

（第161回教育研究評議会 資料10）

学長から、鹿児島大学におけるヒトを対象とする生命科学研究の取扱いに関する規則の一部改正について、疫学研究に関する倫理指針及び臨床研究に関する倫理指針の見直しが行われ両指針が統合され、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針として交付されたこと等に伴い、本学規則について所要の改正を行うものであり、本日開催の第161回教育研究評議会です承されたことの説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

議題8. 鹿児島大学における研究活動上の不正行為に関する規則の一部改正等について

（第161回教育研究評議会 資料11）

学長から、鹿児島大学における研究活動上の不正行為に関する規則の一部改正等について、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて－研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書－」（平成18年8月8日科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会）に加え、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（文部科学大臣決定）が平成26年8月26日に決定されたことに伴い、学内規則等の一部改正を行うものであり、本日開催の第161回教育研究評議会です承されたことの説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

報告事項1. 寄附講座「システム血栓制御学講座」の設置について（第161回教育研究評議会 資料13）

学長から、寄附講座「システム血栓制御学講座」の設置について、株式会社バイオメディカルインターフェース他5社から、大学院医歯学総合研究科に寄附講座の設置に係る寄附申し込みがあったため、当該寄附講座（名称：「システム血栓制御学講座」）を設置するものであり、2月17日（火）開催の第41回役員等会議です承され、鹿児島大学寄附講座及び寄附研究部門に関する規則第6条第1項の規定に基づき役員会に報告する旨の説明があった。

その他 なし

次回の役員会の開催は、（定例）平成27年3月19日（木）経営協議会終了後となった。